

福島再生加速化交付金（第66回）の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

- ① 帰還・移住等環境整備（第52回）・・・・・・・・・・別添1
- ② 福島定住等緊急支援 【地域魅力向上・発信支援事業（第17回）】
・・・・・・・・・・別添2

◆交付可能額について

福島県及び市町村から提出された事業計画に対して行う交付可能額は以下のとおりです。

事業費 5, 204 百万円、国費 4, 296 百万円

うち、帰還・移住等環境整備

事業費 5, 156 百万円、国費 4, 271 百万円

うち、福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】

事業費 48 百万円、国費 24 百万円

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

福島再生加速化交付金

事業概要・目的

- 福島の復興・再生に向けた課題を 第3期復興・創生期間で何としても解決していくという強い決意の下、本格的な復興・再生に向けた取組を支援。

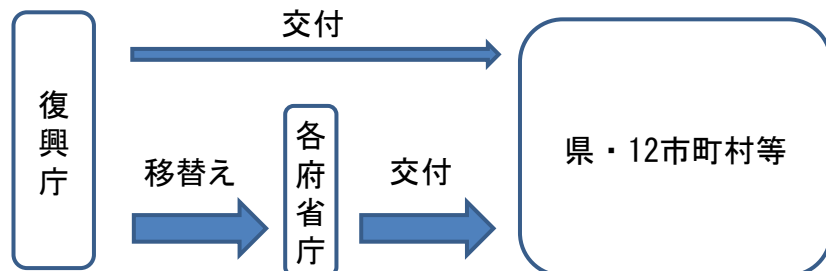
(参考) 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和7年6月20日)(抄)

それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、特定復興再生拠点区域を含め避難指示が解除された地域における生活環境の整備、長期避難者への支援、特定帰還居住区域を始めとする帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組、帰還促進と新たな住民の移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を行う。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等に資する施策を一括して支援することにより、被災地域の復興・再生を加速することができる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

(1)対象区域

避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

(2)福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	○ 被災12市町村への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化 ・生活拠点等の整備(災害公営住宅、市街地の整備等) ・放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等) ・営農・商工業再開に向けた環境整備(農地・農業用施設、産業団地の整備等) ・新たな住民の移住等の促進に資する施策
長期避難者生活拠点形成	○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等(復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等) ・復興公営住宅での生活支援(コミュニティ交流員の配置等)
福島定住等緊急支援	○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ・子どもの運動機会確保(遊具の更新、地域の運動施設の整備等) ・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策(プレイリーダの養成等) ○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消 ○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援
既存ストック活用まちづくり支援	○既存ストック(空き地・空き家等)を活用したまちづくり支援 ・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備 ・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施
浜通り地域等産業発展環境整備事業	○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備 ・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知 ・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援
水産業共同利用施設復興促進整備事業	○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援

福島再生加速化交付金（第66回）《帰還・移住等環境整備第52回》 の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：5,156百万円 国費：4,271百万円

※福島県、9市町村（26事業）に対する交付可能額。市町村等別は別紙1のとおりです。
※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 主な交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

○福島再生賃貸住宅整備事業

・浪江町において、帰還町民等向けの賃貸住宅の整備を行います。
《3,246百万円（2,840百万円）（1町1事業）》

○福島復興再生拠点整備事業

・浪江町において、一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備を行います。
《872百万円（654百万円）（1町1事業）》

○公立学校施設整備費国庫負担事業

・双葉町において、幼小中一貫教育のための義務教育学校の整備を行います。
《308百万円（235百万円）（1町4事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第66回）《帰還・移住等環境整備（第52回）》市町村等別交付可能額
- ・別紙2：福島再生加速化交付金（第66回）《帰還・移住等環境整備（第52回）》市町村等別の主な事業
- ・別紙3：福島再生加速化交付金（第66回）《帰還・移住等環境整備（第52回）》交付可能額通知対象事業一覧
- ・別紙4：福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の概要

本件連絡先

担当：加速化交付金班 上野

電話：03-6328-0257

【別紙1】

福島再生加速化交付金（第66回）《帰還・移住等環境整備
（第52回）》市町村等別交付可能額

（単位：百万円）

県及び市町村等名	事業費	交付可能額【国費】
南 相 馬 市	2 0	1 5
川 俣 町	1 7	1 3
檜 葉 町	1 8 6	1 2 5
川 内 村	2 7	2 0
大 熊 町	2	2
双 葉 町	3 8 0	2 9 2
浪 江 町	4, 3 1 5	3, 6 4 6
葛 尾 村	1 2	1 2
飯 舘 村	8 8	6 6
福 島 県	1 0 7	8 0
計 (県、9市町村)	5, 1 5 6	4, 2 7 1

注) 計数は精査の結果、今後変動があり得ます。
端数処理により、合計と一致しない場合があります。

福島再生加速化交付金(第66回)≪帰還・移住等環境整備(第52回)≫
市町村等別の主な事業

※金額は、【事業費(うち、国費)】です。
※事業番号については、資料【別紙3】参照。

南相馬市

- 事業番号:45(木質バイオマス施設等緊急整備事業)
- ・食を中心に捉えた健康コミュニティ事業(基金型)《新規》
【20百万円(15百万円)】

浪江町

- 事業番号:5(福島再生賃貸住宅整備事業)
- ・浪江町再生賃貸住宅整備事業(権現堂地区)(基金型)《新規》
【3,246百万円(2,840百万円)】
- 事業番号:8(福島復興再生拠点整備事業)
- ・一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業(基金型)
【872百万円(654百万円)】

檜葉町

- 事業番号:15(学校施設環境改善事業)
- ・檜葉小学校厨房改修事業《新規》
【185百万円(124百万円)】
- ・檜葉小学校厨房改修事業(効果促進事業)《新規》
【1百万円(1百万円)】

葛尾村

- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
- ・農山村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画)野川・上野川第2地区《新規》
【12百万円(12百万円)】

川内村

- 事業番号:41(農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策)事業)
- ・かわうちワイナリー交流施設整備事業《新規》
【27百万円(20百万円)】

飯舘村

- 事業番号:46(原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業)
- ・飯舘村産業団地整備事業(深谷地区)
【87百万円(66百万円)】

双葉町

- 事業番号:14(公立学校施設整備費国庫負担事業)
- ・義務教育学校整備事業(校舎の新增築)(双葉町)
【184百万円(139百万円)】
- ・義務教育学校整備事業(屋内運動場の新增築)(双葉町)
【82百万円(62百万円)】
- 事業番号:15(学校施設環境改善事業)
- ・義務教育学校整備事業(給食施設の新增築)(双葉町)《新規》
【8百万円(6百万円)】
- ・義務教育学校整備効果促進事業(給食施設の新增築)(双葉町)《新規》
【7百万円(6百万円)】
- 事業番号:39(保育所等の複合化・多機能化推進事業)
- ・認定こども園整備効果促進事業(双葉町)
【57百万円(46百万円)】

福島県

- 事業番号:40(農山村地域復興基盤総合整備事業)
- ・農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(通作条件整備型))野手神地区(基金型)
【30百万円(23百万円)】
- 事業番号:43(被災地域農業復興総合支援事業)
- ・被災地域農業復興総合支援事業(農業用機械施設等)南相馬市
【76百万円(57百万円)】

福島再生加速化交付金(第66回)《帰還・移住等環境整備(第52回)》 交付可能額通知対象事業一覧

事業番号	事業名
5	福島再生賃貸住宅整備事業
7	福島再生賃貸住宅用地取得造成事業
8	福島復興再生拠点整備事業
14	公立学校施設整備費国庫負担事業
15	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)
19	生活環境向上支援事業
23	個人線量管理・線量低減活動支援事業
39	保育所等の複合化・多機能化推進事業
40	農山村地域復興基盤総合整備事業
41	農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策)事業
42	農業基盤整備促進事業
43	被災地域農業復興総合支援事業
45	木質バイオマス施設等緊急整備事業
46	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業
47	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業
49	移住・定住促進事業

(※)各事業メニューの詳細については、復興庁HPをご参照下さい。

URL : <https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-17/sub-cat1-17-1/20140314171345.html>

福島再生加速化交付金 (帰還・移住等環境整備)

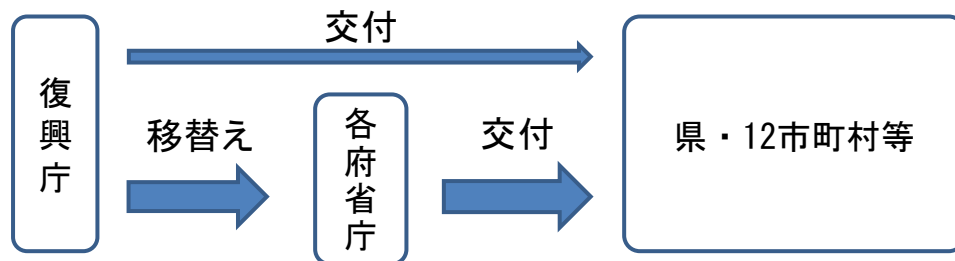
事業概要

避難指示等を受けた12市町村等において、県・12市町村等が実施する、住民の帰還や新たな住民の移住・定住の促進を図るための環境を整備する事業（住民の生活拠点等の整備、健康管理・健康不安対策、営農・商工業再開に向けた環境整備、移住等の促進に資する施策）を支援する。

目的・期待される効果

避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させる。

資金の流れ



(注) 県を通じた市町村への間接補助、市町村を通じた民間事業者への間接補助も一部あり

事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等

(2) 主な交付対象事業

① 生活拠点整備

災害公営住宅、再生賃貸住宅、道路、小中学校・幼稚園、市街地等の整備

② 生活環境向上対策

水道施設整備、井戸掘削等

③ 健康管理・健康不安対策

モニタリングポスト整備、個人線量管理、相談員配置

④ 社会福祉施設整備

介護施設、児童福祉施設、保育所等の整備

⑤ 農林水産業再開のための環境整備

農地・農業用施設、畜産施設、木質バイオマス施設等の整備

⑥ 商工業再開のための環境整備

産業団地、貸事業所等の整備

⑦ 移住等の促進

自治体支援事業、移住支援事業、起業支援事業

福島再生加速化交付金（第66回）
《福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】
（地域情報発信交付金）第17回》の交付可能額通知について

「福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】（地域情報発信交付金）」について、本日、以下のとおり交付可能額を通知します。

1. 交付可能額

事業費：48百万円 国費：24百万円

※6市町村（6事業）に対する交付可能額。市町村等別は別紙1のとおり。

※計数は精査の結果、今後変動があり得ます。

2. 交付対象事業（計数は事業費（（ ）内は国費））

○地域の魅力向上・発信事業

情報発信事業

- ・大熊町等において、体験等企画、情報発信コンテンツ作成及びポータルサイト構築の取組を実施します。

《48百万円（24百万円）（6市町村6事業）》

《別紙資料》

- ・別紙1：福島再生加速化交付金（第66回）《福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】（地域情報発信交付金）第17回》市町村等別交付可能額
- ・別紙2：地域情報発信交付金 第17回事業概要
- ・別紙3：地域情報発信交付金の概要

本件連絡先

企画・国会・風評リスクミ・広報班

栗林、竹内、中原

電話：03-6328-0248

福島再生加速化交付金（第66回）《福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】
（地域情報発信交付金）第17回》市町村等別交付可能額

（単位：百万円）

県及び市町村名	事業費	交付可能額【国費】
田村市	3	1
金山町	10	5
西郷村	12	6
矢吹町	1	0
大熊町	22	11
石川町	1	0
合計	48	24

注）計数は精査の結果、今後変動があり得ます。
端数処理により、合計と一致しない場合があります。



地域情報発信交付金 第17回事業概要

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】）

- 地元産品や観光名所といった地域の魅力を発信するイベント等、福島 of 各自治体が企画・実施する風評払拭に向けた取組を支援。
- 第17回事業では、6市町村の6事業（事業費約48百万円（国費約24百万円））について、交付可能額を通知。

A 地域の魅力向上・発信事業

①情報発信事業

特産品のイチゴを使ったスイーツ商品による大熊町の魅力発信事業／大熊町

- ①大熊町産イチゴのスイーツ商品の開発
著名パティシエと共同でスイーツ商品を開発。
- ②イベント出店によるスイーツ商品の販売
首都圏で開催されるイベントにブースを出店し開発した商品を販売。
- ③店舗でのフェアによるスイーツ商品の販売
日本橋ふくしま館ミデッテ及び共同開発した著名パティシエのパティスリーにおいて、開発したスイーツ商品を販売するフェアを開催し、大熊町産イチゴの認知度向上と風評の払拭を図る。
- ④ ①～③に係る情報発信
マスメディアへの記事掲載や記事体広告の活用、プレスリリースの配信等を通じて情報発信を行う。これにより大熊町産イチゴの魅力や安全性を周知し、風評の払拭を図る。

ii) 体験等企画実施

西郷村大規模フードフェス魅力発信事業／西郷村

- ①大規模フードフェスティバルでの魅力発信
令和4年度から水産物を中心とする大規模フードフェスティバルに出展しており、今年度は名物メニューとして人気の「メープルサーモンの海鮮丼」に加え、村の特産品であるブランド小麦を使用したピザなどのメニューを考案し、西郷村産小麦の魅力も併せて発信する。
また、釣り堀を設置したニジマス釣り体験や公式キャラクターによるステージイベントを実施し、食と体験を通じて西郷村の魅力をPRする。
- ②マスメディアを活用した魅力発信
新聞記事やウェブサイトを活用して、①の事業に連動した広告を掲載する。

ii) 体験等企画実施

iii) 情報発信コンテンツ作成

奥会津金山の魅力発信！台湾プロモーション事業／金山町

- ①訪台PR事業
金山町のイベントと同時期に台北市内の別会場において福島県が実施する只見線PRイベントと連携し、両会場を巡ることで商品がもらえるスタンプラリーを実施する。併せて、只見線沿線自治体の協力を得て、パンフレットや映像を用いた観光PRを行う。
- ②PR動画作成事業
今年度の訪台事業の活動を動画に記録するとともに、令和5年度以降の取組を再編集した動画を作成する。これらを町のHP内に設けるサブサイトに掲載し、広く公開する。

ii) 体験等企画実施

iii) 情報発信コンテンツ作成

地域情報発信交付金

福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援事業】）

目的・事業概要

- 福島県の本格的な復興・創生に向けては、今もなお続く風評を払拭することが重要であり、特に、「ALPS処理水の処分に関する基本方針」が決定された中で、処理水にかかる風評を抑止する必要がある。
- そのためには、国内外に向けて国による科学的根拠に基づく正しい情報の発信に加え、市町村等自らが継続的に地域の取組・魅力等を発信し続けていくことが効果的である。
- 風評の影響は地域によって様々であり、また地域の復興の進捗状況や情報発信体制にも差があるところ。それらを踏まえ、市町村等が自らの創意工夫によって必要な取組を企画・実施することが重要。
- このため、市町村等が自らの創意工夫によって地域の復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等について理解を深めるための情報発信やイベントの実施等を継続的に取り組む環境整備について支援し、継続的に発信できる基盤を整えるとともに風評の払拭を図る。

期待される効果

- 地域の魅力等の情報発信を持続的に実施できる体制づくり及び福島県産品等への風評払拭を促進することにより、福島の復興・再生を加速することが期待される。

資金の流れ

復興庁

各市町村
県

事業イメージ

- (1) 対象自治体
福島県内の全市町村（59市町村）及び福島県
- (2) 事業メニュー
 - A 地域の魅力向上・発信事業
 - ①【情報発信事業】
 - i) 風評動向調査、ii) 体験等企画実施、
 - iii) 情報発信コンテンツ作成、iv) ポータルサイト構築
 - ②【人材活用事業】
 - i) 企画立案のための外部人材の活用、
 - ii) 地域の語り部の育成
 - B 関連施設の改修
地域の魅力向上・発信事業と一体的に行うための関連施設の改修
- (3) 交付率 1/2※
※ただし、交付限度額と比較していずれか低い額
(別途、震災復興特別交付税による地方負担軽減措置あり)